

令和8年度 田原市福祉有償運送運営協議会会議録

会 議 名	田原市福祉有償運送運営協議会（第1回）
日 時	令和8年7月1日（水） 10：00～11：40
場 所	田原市役所 政策会議室（南庁舎4階）
出席者	（委員） ○田原市福祉部長 小久 智宏 <会長> ○渥美交通株式会社代表取締役 鈴木 雅 ○愛知県タクシー協会東三河支部長 鈴木 英司 ○田原市老人クラブ連合会会長 長神 隆士 ○国土交通省中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官 【代理】 運輸企画専門官 鈴木 文仁 ○特定非営利活動法人MA・はろー 【代理】 水頭 梓 ○社会福祉法人田原市社会福祉協議会会長 山田 貴三 ○田原市民生児童委員協議会会長 千葉 進 （運送者） ○社会福祉法人田原市社会福祉協議会 ○社会福祉法人成春館 ○特定非営利活動法人NPO渥美の菜たね ○社会福祉法人福寿園 （事務局） □福祉部高齢福祉課長 河合 義弘 □福祉部高齢福祉課 高齢福祉係長 小林 直樹 □福祉部高齢福祉課 高齢福祉係主査 宮川 太輔 □福祉部地域福祉課長 河合 欽史 □都市建設部街づくり推進課長 鳥居 伸光
欠 席 者	（委員） ○田原市身体障害者福祉協会会長 夏目 甲子男 ○豊鉄タクシー株式会社田原営業所所長補佐 梅野 大介
協議事項	（1）自家用有償旅客運送更新登録に関する協議について ① 社会福祉法人田原市社会福祉協議会 ② 社会福祉法人成春館 ③ 特定非営利活動法人NPO渥美の菜たね

	④ 社会福祉法人福寿園
その他	(1) 意見・情報交換 (2) 令和8年度の開催予定について
事務局	● 定刻になりましたので、会議を始めたいと思います。会議に先立ちまして、本日の会議資料の確認をお願いさせていただきたいと思います。 ● 事前に配布させていただきました資料といたしまして、 ➤ 会議次第 ➤ 出席者名簿 ➤ 配席図 ➤ 資料1 移動困難者数の推移 ➤ 資料2 地域高齢者等分布一覧 ➤ 資料3 福祉有償運送運行状況の推移 ➤ 資料4 更新登録申請内容審査表 ➤ 資料5 令和8年度の開催予定について ● また、本日、机上配付させていただいた資料といたしまして、 ➤ 田原市福祉有償運送運営協議会設置要綱 ➤ 田原市福祉有償運送運営協議会運営要綱 が一部ずつ配布されております。不足等ございましたらお願いいたします。 ● なお、本日、更新登録に関する資料として各事業所からご提出いただいた資料につきましては、ペーパーレス化推進のため、各席に設置したパソコンを利用し、データにてご確認いただきたいと思います。ご不便をおかけしますが、ペーパーレス化の推進にご理解ご協力をお願いいたします。もし、委員の方で紙面による確認をご希望される場合は、数部のご準備がございますので、ご気軽にお申し出ください。 ● 本日は夏目委員、梅野委員が欠席となりますが、出席委員は8名であり、定足数に達しておりますので、福祉有償運送運営協議会運営要綱第4条第4項の規定により、本会議は成立をいたします。なお、任期更新等により、新たに就任された方がいらっしゃいますので、事務局からご紹介させていただきます。 ● 特定非営利活動法人MA・はろ一理事長 河合富美子様 なお、本日は代理で水頭梓様にご出席いただいております。 ● 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官 山田慎児様 なお、本日は代理で、鈴木文人様にご出席いただいております。 ● 委員の皆様の机の上に、本会議委員の委嘱状を配付させていただ

	いております。本来であれば、市長から直接交付させていただくものでありますが、時間の都合上、略式交付とさせていただきます。 ● なお、任期につきましては令和 10 年 3 月 31 日までとなっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 ● また、本日は登録更新の協議が 4 件ございますので、各事業所の方にも、室外にお控えいただいております。 ● それでは、ただいまより令和 8 年度第 1 回田原市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。 ● 協議事項に入る前に、まずは田原市福祉有償運送運営協議会運営要綱に基づき、会長の選任をお願いしたいと思います。要綱第三条第 1 項の規定により、会長は委員の互選により選出となっております。 ● 会長選出につきまして、どなたかご意見ございませんでしょうか。
山田委員	● 田原市社会福祉協議会の山田と申します。会長につきましては、小久保福祉部長さんが適任であると思います。
事務局	● ありがとうございます。ただいま、田原市社会福祉協議会 山田会長より、本協議会の会長に小久保福祉部長をご推薦いただきましたが、他にご意見等はございませんでしょうか。
一同 事務局	● なし。 ● ありがとうございます。ご異議なしということですので、本協議会 会長は小久保福祉部長をお願いしたいと思います。それでは、小久保福祉部長は会長席にご移動をお願いいたします。
事務局 会長	● （小久保福祉部長が会長席に移動） ● それでは、会長から一言お願い致します。 ● 皆様、こんにちは。福祉部長の小久保でございます。本協議会では、自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のため、委員の皆様と協議して参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
事務局	● ありがとうございます。それでは、小久保会長、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。
会長	● はい。それでは次第に従い議事を進めさせていただきます。 ● 1.協議事項（1）自家用有償運送更新登録に関する協議について。
事務局	● 協議に入る前に、田原市の福祉有償運送に係る状況等について事務局から説明をお願いします。 ● 資料 1 をご覧ください。この資料は、過去 6 年間に於ける高齢者及び障害者の状況をまとめた資料になります。

- 高齢者人口の推移につきましては、総人口が年々減少している一方で 65 歳以上の人口は継続して増加しているため、高齢化率は令和 8 年 3 月 31 日現在で 30.5%となっております。この数値は、今後も進展することが見込まれております。
- 高齢者世帯の推移につきましては、独居高齢者世帯が 1 年で 120 世帯ほど増加し、高齢者のみ世帯も増加しているため、今後、支援を必要とする高齢者が増加する可能性が高い状況です。
- 要介護認定者の推移につきましては、合計数の変動に一貫性はありませんが、令和 8 年に 60 人増加しており、支援の充実がより一層求められております。
- 障害者の状況につきましては、知的障害者及び精神障害者が年々増加しており、特に精神障害者が大きく増加している状況にあります。
- 高齢者人口の増加に伴い独居高齢者及び高齢者のみ世帯が増加することにより、支援を必要とする高齢者が増加し、また、移動することが困難であると見込まれる要介護認定者及び障害者も増加傾向にある現状から、福祉有償運送サービスの必要性が高まることが見込まれております。
- 次に、資料 2 をご覧ください。この資料は、地区別・中学校区別に地域人口、65 歳以上高齢者数、要介護・要支援認定者数、障害者数を地域ごとにまとめた資料となります。
- 田原市の平均であります 30.5%より高齢化率が高い地域については、表の上段から大草、六連、野田、高松、若戸、泉、清田、福江、中山、亀山、伊良湖、堀切、和地の 13 地区になります。
- また、要介護・要支援認定者数が 200 人を超える地区は神戸、田原中部、中山の 3 地区、障害者が 200 人を超える地区は神戸、童浦、田原中部、衣笠、福江、中山の 6 地区になります。
- 中学校区別で見ますと、高齢化率が高い地域は赤羽中学校区、福江中学校区であり、要介護・要支援認定者及び障害者が比較的多い地域は田原中学校区、福江中学校区となります。
- 次に、資料 3 をご覧ください。こちらの資料は、令和 5 年から令和 7 年までの 3 年間における、自家用有償運送旅客運送の実施状況をまとめた資料となります。
- 1.車両等登録内容については、令和 7 年は市内 6 つの自家用有償旅客運送事業者が車いす車等の福祉有車両を 21 台、一般車両を 7 台使用し運送を行っております。
- 運転者について、令和 7 年は 1 種免許所持者が 73 名、2 種免許

会長 松尾委員	所持者が1名となります。運転者について、令和4年度から毎年度、田原市内にて福祉有償運送認定講習会を実施しているため、1種免許所持者が増加しております。 ● 次に、2.会員登録内容について、令和7年の要介護認定者が736人で全体の74%を占めており、次いで、身体障害者が146人で14.6%となります。 ● 次に、3.運行状況について、利用者数は会員登録者事由と比例して要介護認定者及び身体障害者が多くなっております。また、利用目的については、医療機関への通院が2,295件と全体の68.1%を占めております。また、事故報告及び苦情処理については、特にありません。 ● まとめとして、田原市では、要介護認定者及び身体障害者の方が、渥美病院を主とした医療機関への通院を目的として福祉有償運送を利用している状況であり、移動困難者にとって福祉有償運送が大変重要な輸送サービスとなっている状況です。 ● 資料1、2、3の説明は、以上となります。 ● それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問等ございましたら、委員の皆様からご発言をお願いいたします。
事務局 松尾委員	● 資料3の3.運行状況について、R6及びR7の利用者数の計と利用目的の計が違う部分がありますが、これについて確認させてください。 ● 会員登録者1人当たりの利用回数の増減について確認する際に、利用者数と利用目的の数字に相違があったため、どちらの数字を使用すべきか確認したいです。 ● 利用者が複数の目的地を経由して利用する場合がありますので、必ずしも利用者数と利用目的がイコールになる訳ではないため、相違があると考えております。
事務局 松尾委員 事務局	● それでは、利用目的の数字を使用して計算しますと、R5が3.62、R6が3.66、R7が3.39となり、R7に数値が減少しておりますが、このような変動はよくある現象なのか、もしくは何か要因があり減少したのか、把握されていますでしょうか。 ● ご質問いただいた内容につきまして、細かいデータまでは把握できておりませんが、利用者数自体が大きく減少している訳ではないため、単に移動する機会が減少したことによる結果だと考えております。 ● それでは、在宅のサービス等がより充実したの等の理由ではなく、需要自体が減少した可能性があるとの認識でよろしいでしょうか。 ● 会員である移動困難者の事由ごとに使用形態が異なりますし、

松尾委員 会長	特に高齢者においては年度途中で亡くなる場合も想定されます。市で把握している限り、令和7年度中に在宅サービスの拡充が図られたという事実はないため、今回の変動については在宅サービスの充実によるものではないという認識です。 ● はい、わかりました。 ● その他、要因のひとつとして想定されるのは、市内で移動スーパー等が充実してきており、地域を巡回してくれておりますので、買い物を目的とした移動の必要性がなくなった方がいるという可能性はあります。
松尾委員 会長 水頭氏	● はい。ありがとうございます。利用状況を数値化し、傾向を掴めればと思います。また、次の会議等で示せればと考えております。 ● R7の利用回数の減少について、事業所側の意見としてMA・はろ一様からご意見ありますでしょうか。 ● 本事業所としても減少した要因は把握できておりません。ただし、利用者が利用を希望した場合に事業者側の事由により対応できないケースは実際にあると思います。おそらく、他の事業者も同様かと思いますが、福祉有償運送の運転手だけを業務としている方は、ほとんどいないと思います。
会長 千葉委員	● ありがとうございます。他に質問はありますでしょうか。 ● 利用者数に対して、運転手の人数はつり合いがとれているのか、また、地域によっては「ぽつんと一軒家」の様に遠隔地の利用者がいるかと思いますが、その場合でも対応していただけるのか、最後に、苦情はないとの話がありましたが、利用者にとっては苦情がないのかもしれませんが、利用できてない人たちの声はないのかと疑問に思いましたがいかがでしょうか。
事務局	● 一点目の需要と供給のバランスにつきましては、利用者の買い物や通院に行く曜日がある程度決まっていれば、それに合わせて事業者が車両及び運転手を確保することが可能かと思いますが、突発的な需要に対しては、予約の電話があって初めて調整があるため、事業者の空き状況によっては対応が難しい場合があるかと思いますが、また、利用が重複した場合は、利用者側の予定を変更していただく等の対応が可能であれば良いのですが、そのような場合を含め、運転手の人数が十分でない可能性はあるかと思いますが。 ● 二点目の遠隔地の地域に対する対応については、市内全域で対応が可能だと認識しております。ただし、事業所によって対応可能な範囲や距離等がありますので、場合によっては対応できないケースがあるかと思いますが。

会長	● 三点目の苦情処理の件数については、先ほど報告したのは利用者の苦情についての数字になります。苦情ではありませんが、市にお問い合わせいただいた内容としまして、入院中に寝たきり状態になりストレッチャーでないと移動できない方が、病院から施設等に移動するケースについて相談がありました。現在、田原市内の事業所にはストレッチャーに対応可能な車両がないため、そういったケースに対して十分でない点があるかと思います。 ● 遠隔地への対応に関するのですが、福祉有償運送に係る利用料について、当初はタクシー運賃の概ね 5.割から始まり、現状は概ね 8 割までの設定が認められております。それに合わせ、各事業者は概ね 8 割の利用料を設定している状況になります。 ● それに対し、市は助成金という形で、1 回当たり 4,300 円を上限とした助成券を、月に 1 回、往復で使用することを想定し年間で 24 枚交付しております ● 利用料が概ね 8 割に変更されたことで、一部の利用者については上限を超えてしまう状況が見受けられましたので、交付枚数に変更はありませんが利用方法を検討し、今まで 1 乗車につき助成券 1 枚まで使用できるという条件でしたが、これを 1 乗車につき 2 枚まで使えるように変更しました。要するに、1 乗車の利用上限が 8,600 円になりました。これにより、遠隔地の利用者の負担を軽減することができております。
千葉委員	● 利用者の要望に 100%対応するという事は難しいかと思いますが、利用者の状況について十分に理解していただき、利用者が納得できる制度にしていきたいと思います。
会長	● 委員からこのような意見があったことについて、事務局から各事業所に共有してください。 ● 他にご質問等がありますでしょうか。
鈴木(文)委員	● 利用内容につきまして、通院・通所での利用が主になるということですが、通院・通所の場合に乗り合わせ行為を行ったということは、今までありましたでしょうか。
事務局	● 事務局で把握している限りでは、1 回の移動支援に複数の利用者が乗るというケースはありません。
鈴木(文)委員	● それは、車の規格的に乗り合わせすることが難しいという理由でしょうか。
会長	● 私の把握する限りでは、軽自動車を車いすが搭載できるように改造した車両が多いと思います。そのため、車いすの方が 2 人同時に利用することは対応が難しいかと思います。また、車いすの方と、そうでない方が同乗するケースであれば対応は可能

鈴木(文)委員	であるかと思いますが、それはいいと思います。 ● はい、承知しました。 ● もし、乗り合わせ行為を行うのであれば、協議会でそれについて協議をしていただく必要がございましたので、現状について確認をさせていただきました。
会長	● 乗り合わせ運行を実施する場合は、事前に協議会で協議する必要があるとのことでした。 ● 他に、ご質問等がありますでしょうか。
一同 会長	● なし。 ● それでは、田原市において福祉有償運送を継続する必要性について、委員の皆様のご認識をお伺いしたいと思います。必要性があるという認識でよろしいでしょうか。
一同 会長	● 異議なし。 ● 福祉有償運送の継続について必要性があるという認識が確認できました。移動困難者の方の移動手段の確保については、本市にとって重要な課題の1つであると認識しておりますので、今後とも委員の皆様のご協力をお願い致します。 ● 続きまして、更新登録の協議に入りたいと思います。 ● 1件目の社会福祉法人田原市社会福祉協議会について協議に入る前に、協議会運営要綱第4条第7項に協議委員会の決議について特別の利害関係を有する委員は、その議事の議決に加わることができないと規定がありますので、社会福祉協議会長におかれましては、一時ご退室をお願い致します。
会長	● (山田委員 退室) ● 更新事業者 田原市社会福祉協議会の方の入室をお願いします。
会長 事務局	● (田原市社会福祉協議会 入室・着席) ● それでは事務局からまずご説明をお願いします。 ● 資料4-1をご覧ください。更新登録申請に関する資料説明につきましては、この更新登録申請内容審査表をもとに説明させていただきます。 ● また、本日パソコンにて準備させていただきました協議用資料については、資料4の審査表に記載があります内容の詳細を確認するための資料となります。こちらにつきましてはパソコン内の協議用資料①をご確認ください。 ● それでは、資料4-1の上段から順に説明させていただきます。 ● 1.運送主体 自家用有償旅客運送更新登録の協議依頼をされました運送者は、社会福祉法人 田原市社会福祉協議会でありま

	す。 ● 2.運送の対象 現在の会員数は、138 名となります。その内訳としましては、身体障害者 35 名、精神障害者 1 名、要介護認定者 95 名、要支援認定者 7 名となります。その内訳の詳細につきましては、協議用資料①96 ページにあります、身体状況等、態様ごとの会員数にてご確認ください。尚、障害のある方につきましては障害者手帳を、要介護者・要支援認定者の方につきましては介護保険証の提示を受けて、身体状況等を確認し、運送を行っております。 ● 旅客の範囲につきましては、今回の申請では、（イ）身体障害者、（ロ）精神障害者、（ハ）知的障害者、（ニ）要介護認定者、（ホ）要支援認定者、（ト）その他の障害を有する者、となります。こちらは、協議用資料①3 ページの上段にあります、「7.運送しようとする旅客の範囲のとおり」をご確認ください。尚、こちらについては、令和 5 年 9 月に更新登録しました内容から、特に変更点はありません。 ● 3.運送の形態 運送の形態としましては、会員 138 名はすべて田原市在住の方となり、市内を中心に運送しております。会員情報の詳細につきましては、97 ページから 103 ページにあります、「旅客の名簿」をご確認ください。また、会員名簿につきましては、当該法人の事務所に保管しております。 ● 4.使用車両 使用する車両につきましては、福祉車両として寝台車 1 台、車いす車 4 台、回転シート車 1 台の、計 6 台を申請しております。こちらにつきましては、協議用資料①22 ページの「車両の一覧」、及び 23 ページから 34 ページの「車検証の写し」のとおり、6 台とも法人所有車となっております。尚、今回の申請にて、現在登録している福祉車両から、2 台を除外する予定となります。 ● また、6 台は有償運送の登録を受けた車両であることが分かる様に、マグネットシールを車体に貼付する等、明示して運行しております。 ● 5.運転者 運転者につきましては、協議用資料①35 ページから 36 ページにあります「運転者一覧」のとおり 23 名となります。その内、22 名が 1 種運転免許保有者、1 名が 2 種運転免許保有者であります。1 種運転免許保有者につきましては、協議用資料①45 ページから 73 ページにありますとおり、福祉有償運送認定講習を受講しております。 ● また、運転者 23 名につきましては、協議用資料①39 ページから 44 ページの運転免許証の写しのとおり、現に運転免許が有
--	--

	効であることが確認できます。尚、運転記録証明書につきましては現在準備中であり、本会議でご確認いただくことができませんが、申請までにはご準備いただけることになっております。 ● 6.損害賠償 損害賠償につきましては、協議用資料①83 ページから 95 ページの保険証券等のとおり、車両 6 台とも対人賠償・対物賠償について無制限で契約しており、保険会社も福祉有償運送に使用することを承認しております。 ● 7.運送の対価 運送の対価として収受する金額につきましては、令和 6 年度にこの協議会において協議が整い、令和 7 年 4 月から運用されているものから、特に変更はありません。協議用資料①104 ページにて、料金表をご確認いただけます。 ● 8.管理運営体制 管理運営体制としましては、協議用資料①77 ページから 82 ページにあります、様式第 7 号「運行管理の体制等を記載した書類」のとおりです。田原、赤羽根、渥美の 3 拠点ごとに、運行管理の体制等を定めております。 ● 9.法令遵守 法令遵守につきましては、協議用資料①21 ページをご確認ください。当該法人役員の全員が、道路運送法第 79 条の 4 第 1 項第 1 号から第 4 号までの欠格事項に該当するものでないことを、宣誓書にて宣誓しております。 ● 資料 4-1 の説明は、以上となります。 ● ただいまの説明につきましてご質問等ございましたらご発言をお願い致します。
会長	
鈴木(文)委員	● 様式第 7 号の運行管理の体制図につきまして、運行管理の責任者名の代行者という項目が（ウ）運行管理整備管理に関わる付命令系統の部分にありますが、こちらは事業者協力型の登録を行う際にご記載していただく欄になります。田原市社会福祉協議会様は事業者協力型の登録を受けているわけではありませんので、こちらは単に運行管理の責任者ということでご記載していただいたという認識でよろしいでしょうか。
田原市社会福祉協議会	● はい。事業所の体制として、運行管理の責任者を 3 拠点にそれぞれに設けることで、より確実な運用ができるということで記載しております。
鈴木(文)委員	● 承知いたしました。 ● もう 1 点ですが、前年度まで渥美の事業所で車いす車両 2 台、回転シート車両 1 台の計 3 台の軽自動車を導入されていたと思いますが、今回の更新登録では車いす車両の軽自動車が 1 台となります。車両を減らす要因についてお伺いさせてください。
田原市社会	● 主な要因としましては、単に使用年数の長期化と車検のタイミ

福祉協議会	ングによるものです。もう 1 つの要因としましては、田原と比べて渥美の利用が少ないため、1 台で十分に対応できること、また、経費削減の観点から、車両を更新しないという判断をさせていただきました。
会長	● 他に、ご意見はありますでしょうか。資料が多いため、少し確認する時間を取りたいと思います。
会長	● 協議用資料の中に、車検証の有効期間が令和 8 年 4 月 18 日というのがありますが、現時点においては車検を更新したという認識でよろしいでしょうか。
事務局	● そちらについては、事業所から新しい資料をご提出いただきましたが、資料の差し替えが間に合っておりませんでした。申し訳ありません。
会長	● それでは、他にご質問がないようですので、更新事業者は退室をお願いします。社会福祉協議会の方、ありがとうございました。
会長	● （田原市社会福祉協議会 退室） ● それでは、今回の社会福祉法人田原市社会福祉協議会からの更新登録申請につきまして、承認するということでご異議ございませんか。
一同 会長	● 異議なし。 ● 異議なしと認めます。 ● 申請がありました、自家用有償旅客運送につきましては、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が整いました。 ● それでは、協議が整いましたので、中部運輸局への更新登録申請の手続きを進めてください。 ● ここで、田原市社会福祉協議会の更新登録につきまして協議が終了しましたので、社会福祉協議会長 山田会長には席にお戻りいただくようお願いいたします。
会長	● （山田委員 入室・着席） ● 続いて、更新事業者 社会福祉法人 成春館の方の入室をお願い致します。
会長 事務局	● （成春館 入室・着席） ● それでは事務局から説明をお願いします。 ● 資料 4-2 をご覧ください。また、協議用資料については、パソコン内の協議用資料②を、適宜ご確認ください。 ● それでは、資料 4-2 の上段から順に説明させていただきます。 ● 1.運送主体 自家用有償旅客運送更新登録の協議依頼をされま

	した運送者は、社会福祉法人 成春館であります。 ● 2.運送の対象 現在の会員数は、4名となります。その内訳としましては、身体障害者2名、要介護認定者2名となります。その内訳の詳細につきましては、協議用資料②47ページにあります、「身体状況等、態様ごとの会員数」にてご確認ください。尚、障害のある方につきましては障害者手帳を、要介護者認定者の方につきましては介護保険証の提示を受けて、身体状況等を確認し、運送を行っております。 ● 旅客の範囲につきましては、今回の申請では、（イ）身体障害者、（ニ）要介護認定者となります。こちらは、協議用資料②3ページ中段にあります、「7.運送しようとする旅客の範囲のとおり」に記載のとおりです。尚、こちらについては、令和5年9月に更新登録しました内容から、特に変更点はありません。 ● 3.運送の形態 運送の形態としましては、会員4名はすべて田原市在住の方となり、市内を中心に運送しております。会員情報の詳細につきましては、47ページにあります、「旅客の名簿」をご確認ください。また、会員名簿につきましては、当該法人の事務所に保管しております。 ● 4.使用車両 使用する車両につきましては、福祉車両として車いす車3台を申請しております。こちらについては、協議用資料②17ページの「車両の一覧」、及び18ページから23ページの「車検証の写し」のとおり、6台とも法人所有車となっております。尚、今回の更新登録にて、協議用資料②17ページの「車両の一覧」の番号3 豊橋 800 す 3283 を新たに福祉車両として登録する旨の申請となっております。 ● また、3台は有償運送を受けた車両であることが分かるようにマグネットシールを車体に貼付する等、明示して運行しております。 ● 5.運転者 運転者につきましては、協議用資料②24ページにあります「運転者一覧」のとおり6名となります。6名は1種運転免許保有者であり、協議用資料②33ページから38ページにありますとおり、福祉有償運送認定講習を受講しております。 ● また、運転者6名につきましては、協議用資料②26ページから32ページにあります、運転免許証の写し及び運転記録証明書の写し、現に運転免許が有効であり、かつ申請日前2年間に於いて運転免許停止処分を受けておりません。 ● 6.損害賠償 損害賠償につきましては、協議用資料②43ページから45ページの保険証券等の写し、3台とも対人賠償・対物
--	---

	賠償について無制限で契約しており、保険会社も福祉有償運送に使用することを承認しております。 ● 7.運送の対価 運送の対価として収受する金額につきましては、令和6年度にこの協議会において協議が整い、令和7年4月から運用されているものから、変更する予定はありません。協議用資料②48ページにて、料金表をご確認いただけます。 ● 8.管理運営体制 管理運営体制としましては、協議用資料40ページから41ページにあります、様式第7号「運行管理の体制等を記載した書類」のとおりです。 ● 9.法令遵守 協議用資料②16ページをご確認ください。法令遵守としましては、当該法人の役員の全員が道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までの欠格事項に該当するものではないことを、宣誓書にて宣誓しております。 ● 資料4-2の説明は以上となります。
会長	● ただいまの説明につきまして、何かご質問等ありますでしょうか。資料が多いので、少し時間をとります。
鈴木(文)委員	● 今回の更新登録申請を行う上で、車両を1台増やされるということですが、会員数に比べて車両は十分に準備していただいている印象があります。更に車両を増やされる要因として、お客様の要望によるものなのか、もしくは、今まで使用していた車両では運送できない人が会員になったことによるものか、お伺いさせていただきます。
成春館	● 成春館では、主な事業が施設入所者に対する支援となりますが、その施設利用者の高齢化による医療機関の受診支援、外出支援、外出活動支援が増加した等の理由により、施設入所者の福祉車両を使う機会が増えております。 ● それにより、福祉有償運送で利用できる車両をもう1台確保したいという理由により、今回の更新登録で1台増車を予定しています。
鈴木(文)委員	● 施設利用者と福祉有償運送で車を同じ車両を使っており、施設利用者の増加に対応するため車両を増やすということですね。
成春館	● はい。
鈴木(文)委員	● 承知いたしました。
会長	● 他に、ご質問はよろしいでしょうか。 ● それではご質問もないようですので、更新事業者は退室をお願い致します。 ● (成春館 退室)
会長	● それでは、今回の社会福祉法人成春館からの更新登録申請につきまして、承認するということでご異議ございませんか。

一同 会長	● 異議なし。 ● 異議なしと認めます。
会長 事務局	● 申請のありました自家用有償旅客運送につきましては、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ地域住民の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議がこれで整いました。 ● それでは協議が整いましたので、中部運輸局への更新登録申請の手続きを進めてください。 ● 続いて、特定非営利活動法人 NPO 渥美の菜たねの方の入室をお願い致します。 ● (NPO 渥美の菜たね 入室・着席) ● それでは事務局から説明をお願いします。 ● 資料 4-3 をご覧ください。また、協議用資料については、パソコン内の協議用資料③を、適宜ご確認ください。 ● それでは、資料 4-3 の上段から順に説明させていただきます。 ● 1.運送主体 自家用有償旅客運送更新登録の協議依頼をされました運送者は、特定非営利活動法人 NPO 渥美の菜たねであります。 ● 2.運送の対象 現在の会員数は、340 名となります。その内訳としましては、身体障害者 61 名、精神障害者 7 名、知的障害者 5 名、要介護認定者 226 名、要支援認定者 39 名、その他の障害を有する者 2 名となります。その内訳の詳細につきましては、協議用資料③80 ページにあります、「身体状況等、態様ごとの会員数」にてご確認ください。尚、障害のある方につきましては障害者手帳を、要介護・要支援者認定者の方につきましては介護保険証の提示を受けて、身体状況等を確認し、運送を行っております。 ● 旅客の範囲につきましては、今回の申請では、(イ)身体障害者、(ロ)精神障害者、(ハ)知的障害者、(ニ)要介護認定者、(ホ)要支援認定者、(ヘ)基本チェックリスト該当者、(ト)その他の障害を有する者、となります。こちらは、協議用資料③2 ページの下段にあります、「7.運送しようとする旅客の範囲のとおり」に記載のとおりです。尚、こちらについては、令和 5 年 9 月に更新登録しました内容から、特に変更点はありません。 ● 3.運送の形態 運送の形態としましては、会員 340 名の内、303 名が田原市在住の方、37 名が田原市外の方となり、市内を中心に運送しております。会員情報の詳細につきましては、81 ページから 88 ページにあります、「旅客の名簿」をご確認ください。

	ださい。また、会員名簿につきましては、当該法人の事務所に保管しております。 ● 4.使用車両 使用する車両につきましては、福祉車両として車いす車3台、持ち込み5台の計8台の申請となります。こちらについては、協議用資料③19ページの「車両の一覧」、及び20ページから33ページの「車検証の写し」等のとおりです。また、持ち込みの5台については、協議用資料③34ページから43ページのとおり、福祉有償運送に係る自家用自動車の提供と使用に関する契約書を締結しています。 ● 尚、今回の更新登録にて、現在登録している法人所有車4台から、1台を除外する予定となっております。 ● また、8台は有償運送を受けた車両であることが分かるようにマグネットシールを車体に貼付する等、明示して運行しております。 ● 5.運転者 運転者につきましては、協議用資料③44ページにあります「運転者一覧」のとおり11名となります。11名の内、10名は1種運転免許保有者、1名は2種運転免許保有者であり、1種運転免許保有者につきましては、協議用資料③62ページから65ページにありますとおり、福祉有償運送認定講習を受講しております。 ● また、運転者11名につきましては、協議用資料③46ページから61ページにあります、運転免許証の写し及び運転記録証明書のとおり、現に運転免許が有効であり、かつ申請日前2年間において運転免許停止処分を受けておりません。 ● 6.損害賠償 損害賠償につきましては、協議用資料③70ページから79ページの保険証券等のとおり、3台とも対人賠償・対物賠償について無制限で契約しており、保険会社も福祉有償運送に使用することを承認しております。 ● 7.運送の対価 運送の対価として収受する金額につきましては、令和6年度にこの協議会において協議が整い、令和7年4月から運用されているものから、変更する予定はありません。協議用資料③89ページにて、料金表をご確認いただけます。 ● 8.管理運営体制 管理運営体制としましては、協議用資料68ページにあります、様式第7号「運行管理の体制等を記載した書類」のとおりです。 ● 9.法令遵守 協議用資料③17ページをご確認ください。法令遵守としましては、当該法人の役員の全員が道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までの欠格事項に該当するものではないことを、宣誓書にて宣誓しております。
--	--

会長	● 資料 4-3 の説明は以上となります。 ● ただいまの説明につきまして、何かご質問ございましたらご発言をお願い致します。
松尾委員	● 協議用資料にある運転手の免許証を確認させていただくと、少し高齢の方、70 代、80 代の方たちがいらっしゃいますが、一方で別資料の運行距離を確認しますと、最高で約 80 k mとあります。福祉有償運送はレジャー等にも使用されるため距離が長くなるケースがあるかと思いますが、もちろん免許は現時点で更新していただいているかと思いますが、高齢の方の運転について、これまでに何か問題はございませんでしょうか。
N P O 渥美 の菜たね	● 80 k mの移動については、渥美から松崎病院までの移動距離かと思いますが。高齢の運転手の運転について、特に問題はありません。
松尾委員	● わかりました。引き続きドライバーの方のモニタリングをしていただければと思います。
会長	● 80 k mというのは、渥美から松崎病院までの往復距離ということよろしいですかね。
N P O 渥美 の菜たね	● そうです。
会長	● 他にご質問はありますでしょうか。
鈴木(文)委員	● 会員に要介護認定を受けられている方が多くいらっしゃると思いますが、そういった方を車いす車等の設備がない車両で輸送される事例があるかお聞かせいただけますでしょうか。 ● 要介護認定の会員様が 265 名いますが、一方で、登録される車両の内訳は車いす車両が 3 台、セダンタイプ等車両が 5 台となります。事業者として、現状の車両体制で利用者の要望に対応できていますでしょうか。
N P O 渥美 の菜たね	● はい、何とか対応しています。 ● 車いすの利用者が最近増えていまして、その一方で、車いす車両は 3 台しかないですが、1 日のうち、そんなにたくさんの利用はない状況です。主に渥美病院への移動が多いので、その中で行きと帰りで協力し合って、何とか対応しています。 ● また、車がだんだんと老朽化していますので、日本財団へ毎年申請をしていますが、車両の更新が難しい状況です。
会長	● 要介護認定者をセダンタイプ等車両で病院に輸送される場合、病院の車いすを借りる等の工夫はされていますでしょうか。
N P O 渥美 の菜たね	● 事業者で車いすを 2 台所有しておりますので、車いすを所有していない方を輸送する場合についても、必要に応じて所有の車いすを使用し、車いす車両で対応するようにしています。

会長	● 他にご質問はございますでしょうか。 ● 質問もないようですので、更新事業者は退室をお願い致します。 ● （NPO渥美の菜たね 退室）
会長	● それでは、今回の特定非営利活動法人NPO渥美の菜たねからの更新登録申請につきまして、承認するというご異議ございませんか。
一同 会長	● 異議なし。 ● 異議なしと認めます。 ● それでは申請のありました自家用有償旅客運送につきましては一般旅客自動車運送事業者等事業者によることが困難でありかつ地域住民の旅客輸送を確保するために、必要であるとの協議がこれで整いました。 ● それでは協議が整いましたので、中部運輸局への更新登録申請の手続きを進めてください。 ● 続きまして、更新事業者 社会福祉法人福寿園の方の入室をお願いいたします。 ● （福寿園 入室・着席）
会長 事務局	● それでは事務局から説明をしてください。 ● 資料 4-4 をご覧ください。また、協議用資料については、パソコン内の協議用資料④を、適宜ご確認ください。 ● それでは、資料 4-4 の上段から順に説明させていただきます。 ● 1.運送主体 自家用有償旅客運送更新登録の協議依頼をされました運送者は、社会福祉法人 福寿園であります。 ● 2.運送の対象 現在の会員数は、田原圏域で 184 名、渥美圏域で 25 名の計 209 名となります。その内訳としましては、要介護認定者 208 名、要支援認定者 1 名となります。その内訳の詳細につきましては、協議用資料④109 ページ及び 110 ページにあります、「身体状況等、態様ごとの会員数」にてご確認ください。尚、要介護者・要支援認定者の方につきましては介護保険証の提示を受けて、身体状況等を確認し、運送を行っております。 ● 旅客の範囲につきましては、今回の申請では、（イ）身体障害者、（ロ）精神障害者、（ハ）知的障害者、（ニ）要介護認定者、（ホ）要支援認定者、（ヘ）基本チェックリスト該当者、（ト）その他の障害を有する者、となります。こちらは、協議用資料④2 ページ及び 3 ページの中段にあります、「7.運送しようとする旅客の範囲のとおり」をご確認ください。尚、こちらについては、令和 5 年 9 月に更新登録しました内容から、特

	に変更点はありません。 ● 3.運送の形態 運送の形態としましては、田原圏域で会員 184 名、渥美圏域で会員 25 名の計 209 名となり、その内 205 名は田原市在住の方、2 名は市外に在住の方であり、市内を中心に運送しております。会員情報の詳細につきましては、111 ページから 120 ページにあります、「旅客の名簿」をご確認ください。また、会員名簿につきましては、当該法人の事務所に保管しております。 ● 4.使用車両 使用する車両につきましては、福祉車両として車いす車 6 台を申請しております。こちらにつきましては、協議用資料④30 ページの「車両の一覧」、及び 31 ページから 42 ページの「車検証の写し」のとおり、6 台とも法人所有車となっております。使用する車両について、現在の登録内容から特に変更点はありません。 ● また、6 台は有償運送の登録を受けた車両であることが分かる様に、マグネットシールを車体に貼付する等、明示して運行しております。 ● 5.運転者 運転者につきましては、協議用資料④43 ページにあります「運転者一覧」のとおり 19 名となります。19 名全員が 1 種運転免許保有者であり、協議用資料④68 ページから 89 ページにありますとおり、福祉有償運送認定講習を受講しております。 ● また、運転者 19 名につきましては、協議用資料④46 ページから 67 ページの運転免許証の写し及び運転記録証明書のとおり、現に運転免許が有効であり、かつ申請日前 2 年間に於いて運転免許停止処分を受けておりません。 ● 6.損害賠償 損害賠償につきましては、協議用資料④97 ページから 108 ページの保険証券等のとおり、車両 6 台とも対人賠償・対物賠償について無制限で契約しており、保険会社も福祉有償運送に使用することを承認しております。 ● 7.運送の対価 運送の対価として収受する金額につきましては、令和 6 年度にこの協議会において協議が整い、令和 7 年 4 月から運用されているものから、物価高騰等を理由に金額を変更する内容の申請となります。料金表の改訂案は、協議用資料④121 ページにてご確認ください。なお、改定後の料金につきましては、中部運輸局様から公表されております対価の目安を超えない設定となっております。また、本会議にて協議が整った場合には、令和 8 年 10 月から運用開始を予定しております。
--	--

会長	● 8.管理運営体制 管理運営体制としましては、協議用資料④91ページ及び94ページにあります、様式第7号「運行管理の体制等を記載した書類」のとおりです。田原、赤渥美の2拠点ごとに、運行管理の体制等を定めております。 ● 9.法令遵守 法令遵守につきましては、協議用資料④29ページをご確認ください。当該法人役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までの欠格事項に該当するものでないことを、宣誓書にて宣誓しております。 ● 資料4-4の説明は、以上となります。 ● ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたらお願い致します。
会長	● 確認ですが、111ページの旅客の名簿にある運送を必要とする理由について、(ハ)は知的障害者だとは思いますが、これは(ニ)の間違いでよろしかったでしょうか。
事務局	● 申し訳ありません。ご指摘のとおり、正しくは(ニ)の要介護認定を受けている者となります。こちらについては、更新登録の申請の際には訂正させていただきます。
会長 鈴木(文)委員	● 他にご質問等ありますでしょうか。 ● 今回の更新登録に際して、利用料金の改定を予定されているということですが、こちらの利用料金の収受にあたっては、利用者が支払いやすいように、またお釣り部分を考慮し、端数のない利用料金に設定をした方が良いかと思いますがいかがでしょうか。これについて、利用者または運転手から、何か意見はないでしょうか。
福寿園 鈴木(文)委員	● 現状では特に意見等ありません。 ● あと、利用料金を値上げする理由としましては、やはり物価高だとか、そういったところでしょうか。
福寿園	● そうです。令和6年に協議会で協議し、一度料金を改定しましたが、それ以前は改定しておりません。また、他事業所の料金とのバランスも考慮し、今回、更に値上げさせていただきたいということです。
会長 千葉委員	● 他にご質問はありますでしょうか。 ● 旅客を名簿について、この中に亡くなられた方の登録がありますが、そのような方たちは、一人ずつ削除される訳はなく、このように名簿に残るのでしょうか。
福寿園	● 福寿園では、名簿について1年、2年ごとに見直しを実施しています。見直しするまでは、亡くなられた方の名前が残っていると思います。他にも、例えば施設入所された方が残っているのが現状です。

千葉委員	● 見直しの際に整理をするということで、実人数的にはもう少し少ないということですね。
福寿園 会長	● はい。
	● 他にご質問等ありますでしょうか。
	● それではご質問もないようですので、更新事業者の福寿園は退出をお願い致します。
会長	● （福寿園 退室）
	● それでは、今回の社会福祉法人福祉園からの更新登録申請につきまして承認するというご異議ございませんか。
一同 会長	● 異議なし。
	● 異議なしと認めます。
	● 申請がありました自家用有償旅客運送につきましては、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ地域住民の離隔輸送を確保するために必要であるとの協議がこれで整いました。
	● それでは協議が整いましたので、中部運輸局への更新登録申請の手続きを進めてください。
	● 最期に、2 その他でございますが、意見・情報交換について委員の皆様から何かご意見、ご報告等ございましたら、お願い致します。
山田委員	● 地域の課題ではないですが、先ほど病院への移動支援で片道 40 k mを運転されるとありましたが、利用者の受診後にまた迎えに行きますと、時間及び移動距離が非常にロスになると思います。そのように、遠方の病院への通院を支援する場合は、運転手が病院で診察が終了するのを待つ時間が生じると思います。そのような時間について、事業者はどのように対応しているのか、また、現場で対応する運転手からの要望はありますでしょうか。
会長	● 遠方への移動支援で、運転手が待機をせざるをえない状況が生じた場合の対応についてということですが、事業者側の意見としてMA・はろーさんは何かありますでしょうか。
水頭氏	● 私たちの事業所としても通院支援はありますが、そこまで遠方への通院支援は実績がありません。そのため、運転手は病院で待機することなく、他の業務のため事業所に戻ります。
会長	● 私が昔に聞いた話によりますと、例えば渥美から渥美病院に移動だけで 30 分かかりますので、往復で 1 時間になります。そうしますと、受診の間に一度事業所に戻る場合、結果的に 1 時間かかりますので、そのまま病院で待機するしかないとのことでした。

松尾委員	● ただ一方で、これについては利用のニーズを事業者さんに把握していただくと良いと思いますのが、特に高齢者の場合、医師に言われたことを 100%理解することが難しい場合があると思います。一方で、医師から家族宛に細かい内容を記載したメモを渡すことはないかと思います。 ● N P O 渥美の菜たねさんが、保険外サービスとして受診同行を対応しているいと聞いたことがございます。今後、そのようなサービスが利用者側のニーズとして求められてくると思います。例えば、家族が仕事等を理由に病院受診に同行できなくても、家族は仕事をして、利用者は福祉有償を利用して病院へ移動し、運転手が受診も同行して医師の話を記録して、送迎後に家族に伝えるというサービスは、ニーズがあるのではないかと昔から思っております。その辺は、事業者側でそのような工夫ができると良いと思います。
会長	● 先ほど、事業者さんに質問させていただいた内容ですが、高齢の運転手が多いと感じました。もちろん運転手個人の運転能力によりますが、やはり平均的には年齢が上がると運転能力が低下するという事実があります。もちろん、運転手に年齢制限を設けるのは現実的ではないですし、運転手がいなくてはサービスも維持できないと思います。 ● これは政令指定都市の浜松市の事例ですが、自動ブレーキ装置の付いたサポートカーがあると思いますが、例えば、車両を更新する際、あるいは後付けでそのような安全装置を取り付けるための支援をするという安全対策の方法があるかと思います。これは福祉有償運送でなく公共交通空白地有償運送においても同様の問題があり、若い運転手が参加しないため運転手の年齢が上昇する中で、どのように安全を確保していくかの課題に対し、このような支援も必要ではないかと思います。 ● コスト等がかかることではありますが、ご検討していただければと思います。 ● もともと、この福祉有償運送自体が利益を上げるような事業ではないと考えておりますし、利用料金が 5 割から 8 割に改定されましたが、それでも運営は難しいという状況であります。 ● 市の方で、松尾委員のご意見を参考にさせていただきたいと思います。 ● 別に、事業者の運転手確保の支援に繋がって欲しいと思っておりますが、福祉有償の運転手になるために必要な認定講習会を、田原市役所に出張していただいて開催しています。基本的には運送事業者の従事者の方がほとんどですが、昨年から公募

	枠を設けて、一般の方にも参加していただけるようにしています。 ● その目的ですが、事業所から運転手の人材不足について悩んでいるとお聞きしましたので、その公募で受講した一般の方が有償運送に従事していただくことで、人材不足の解消につながればと考えております。 ● 自費での受講になりますが、昨年度は6名の方に受講していただきました。講習会の中で、市内の事業所についてもご紹介させていただきましたが、現時点でそれらの方が事業所に従事したということについて確認できておりません。今後も講習会については公募枠を継続し、人材不足の解消について可能な限り協力させていただければと思います。 ● また、この事業自体を継続するために、何かしらの支援が必要だと考えておりますので、研究して参りたいと思います。 ● 他に、せっかくの機会ですので、ご意見等ありましたら願います。また、本会議終了後においても、何かありましたら事務局に直接ご意見いただければと思います。 ● それでは、他に意見等ないようですので、これで議題等すべて終わりとさせていただきます。 ● 最後に、事務局から令和8年度の開催予定について説明をお願いいたします。
事務局	● 資料5をご確認ください。 ● 令和8年度田原市福祉有償運送運営協議会の開催予定について、本日の会議で協議した事業者と別に、1事業者が令和9年3月に登録の有効期限を迎えます。そこで、1事業者の更新登録についての協議を中心とした第2回協議会を、令和9年1月末頃に開催を予定しております。 ● 日程については前後する場合もございますが、開催日が決定しましたら、またご連絡差し上げますので、よろしくお願いいたします。
会長	● 説明は以上になります。 ● ただいまの説明につきまして、何かご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。 ● それでは、委員の皆様、本日は4事業者の更新登録につきましてご協議いただきありがとうございますございました。 ● 以上をもちまして会議を閉会とさせていただきます。 ● 大変ありがとうございました。